

平成27年度教育委員会臨時会会議録

【日時】 平成27年5月12日（火）

【開会】 14時00分

【閉会】 16時00分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

【出席委員】

委員長 峪 正人

委員 吉崎 静夫

委員 高橋 陽子

委員 中本 賢

委員 濱谷 由美子

教育長 渡邊 直美

【出席職員】

総務部長 三橋

学校支援総合調整担当理事 総合教育センター所長 芹澤

総務部担当部長 佐藤

教育環境整備推進室長 丹野

職員部長 山田

学校教育部長 小田嶋

中学校給食推進室長 望月

生涯学習部長 小椋

庶務課長 野本

企画課長 古内

庶務課担当課長 田中

指導課長 渡辺

指導課担当課長 星野

教育改革推進担当担当課長 増田

指導課指導主事 南谷

教育環境整備推進室担当課長 澁谷

担当係長 高橋

書記 今村

【署名人】

委員 吉崎 静夫

委員 中本 賢

(14時00分 開会)

1 開会宣言

【峪委員長】

ただいまから教育委員会臨時会を開会いたします。

2 開催時間

【峪委員長】

本日の会期は、14時00分から15時30分までといたします。

3 傍聴（傍聴者 12名）

【峪委員長】

本日は傍聴の申し出がございますので、川崎市教育委員会会議規則第13条により、許可することに異議はございませんでしょうか。また、川崎市教育委員会傍聴人規則第2条により本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

異議なしとして傍聴を許可します。以後、会議中に傍聴の申し出がございましたら、人数制限内において同様に許可することよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

また、新聞社より写真撮影をしたいとの申し出がございますが、川崎市教育委員会傍聴人規則第4条により、ただいまから議事事項に入るまでの間に限り、写真撮影を許可してもよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

4 非公開案件

【峪委員長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、次の案件につきましては、これから申し上げます理由により、非公開の案件かと思っておりますので、お諮りいたします。

報告事項 No. 2 については、特定の個人が識別されうる恐れがあり、公開することにより個人のプライバシーを侵害する恐れがあるため、また、検証結果をまとめる経過途中であり、公開することにより、今後の公正又は適正な意思決定に支障を生ずる恐れがあるため、

議案第12号 は、議会の議決案件で、これから議会に提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正又は適正な意思決定に支障を生ずる恐れがあるため、

これらの案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

5 署名人

【峪委員長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則第15条」により、吉崎委員と中本委員にお願いをいたします。

6 報告事項 I

報告事項 No. 1 平成26年度川崎市立学校における教職員の体罰の実態把握の結果について

【峪委員長】

指導課長 お願いいたします。

【指導課長】

よろしくお願いいたします。それでは、お手元の資料をごらんいただきたいと思います。平成26年度学校生活全般における教職員の体罰の実態把握の結果について、御報告をいたします。体罰の実態把握につきましては、3年前の他都市での体罰問題を受けまして、神奈川県教育委員会が所管する学校を対象に実態把握をしております。本市におきましても独自に資料の(1)にお示ししていることを目的としまして、体罰根絶に向けた取組の一環として実態把握をしているものでございます。

資料1の(2)の①の電話相談ホットラインにつきましては、市立学校の児童生徒全員に配布している相談カードにも連絡先を掲載しております。このようなコンパクトなもので、児童生徒一人ひとりに1枚ずつ毎年配っております。折って使えるようになっております。

1枚おめくりいただきまして、2番の(1)にお示ししておりますとおり、残念ながら平成26年度内で、体罰として3件を御報告させていただきます。3件のうち2件は、学校への直接の相談、あと1件は市の相談機関への相談でございます。(2)のほうがその内容になってございます。電話相談ホットラインでは12件御相談いただきましたが、すべて体罰には至らない教師の暴言等、威圧的な言動でございましたので、学校と協働し、当該職員の改善に向けた指導をしております。

最後に「3 今後の取組み」といたしましては、平成26年度には教職員による不祥事が多発する中で、体罰についても3件発生したという状況を踏まえまして、すでに平成27年の1月から2月にかけて、区教育担当がすべての市立学校を訪問いたしまして、全教職員を対象に体罰や不適切な指導の防止を含めた不祥事防止に関する研修を実施したところでございます。今後も引き続き、管理職研修等において体罰の根絶に向けた取組の推進について、周知徹底を図り、各学校における体罰を起させない指導体制の確立などについて、体罰防止リーフレットを活用するなど、研修方法を工夫して計画的かつ継続的な研修を実施することで、教職員一人ひとりの体罰根絶に向けた意識改革の徹底を図ってまいります。

報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

【峪委員長】

それでは、何か御質問とか、御意見等ありますでしょうか。

【濱谷委員】

時代がどんどん変わって、昔の私たち世代というか、年のある程度の人たちは、少しぐらい学校で悪さをすると先生から怒られてお尻ピンとか、そのくらいのことはいろいろあったかと思うんです。でも、その時代は家でも、それから兄弟でも結構取っ組み合ったりいろいろなことで体をぶつけ合うような体験をいっぱいしているのです。免疫があるといったら変な言い方ですけども、今の子どもたちは兄弟もあまり人数はいないし、それから日中も外であまり遊んでいる子たちっていないくて、塾へ行ったり、一人ひとりで何かをやっている時間帯のほうが多いような気がするのです。人と人とぶつかり合うような体験が少ないのかなと思ったりします。でも、子どもたちが成長の間で体も心も傷つくということは、やはり良くないことなので、防いでいかないといけないというのはすごく思います。ですから、時代の差というか、私たちはそのくらいのことは体罰とかそんなふうには思わないような年代もあったりしているので、先生方もある程度上のほうの年代の方と若い人と子どもたちと、保護者の方も若い人と年代の人と、少しずつ考え方も違うかなと、受け取り方も違うかなというふう思うので、意識をしっかりと持つようにという、先生方に意識をちゃんと持ってくださいというのを、指導していくというふうにおっしゃったので、そのへんはやはり今の子どもたちが傷つかないようにどうしていくかということで、意識をちゃんと持ってもらうようにしていくしかないのかなと思います。

【吉崎委員】

よろしいですか。体罰事案の発生状況を見ますとですね、教育委員会の相談ホットラインの相談が12件、学校の相談が2件、関係機関への相談が1件ということで、全部で15件の相談があるんですが、今回3件を体罰と認定して対応したと思うんですが、それ以外にはどんなものがあるのかということと、どういう場合に体罰と認定したのか、その点をお話してください。

【指導課長】

15件のうち3件が認定ということで、残り12件につきましては、例えば児童生徒の心を傷つけるような先生からの言葉とかですね、児童生徒への威嚇的な行為、児童生徒への見せしめにするような行為、怒鳴るとか机や椅子を蹴るとか、物を床や壁に投げつける、そういったものがあります。言葉としては、「やめちまえ」「こんなこともできないのか」というようなことがございました。認定された3件につきましては、実際に手で殴るとか叩くとか、本当に子どもの体に対する行為をしているということで、認定しているところでございます。

【吉崎委員】

これは非常に難しいんですが、子どもの受け止め方ですね。今伺うと威圧的とかいろいろありますよね、言葉のほうね。頭をどの程度メガホンで殴ったのかわかりませんが、3例目の事案にあるものは、頭部を叩いたとかありますけれども、叩く程度の問題もあります。それは結構難しく、どちらが子どもにとってショックかという、これは決められる問題ではないんだけど、そのへんのところってどういうふうに考えていったらいいんでしょうか。つまり子どもの立場に立ったときには、ポンと叩かれるのと、何て言うんですか、言葉で威圧的に「ダメじゃないか」、子どもにとっては単に「ダメじゃないか」となっている話の問題じゃなくて、もっとそういう言葉だと思うから相談したんだと思うんですが。そのへんはどう考えていったらいいんでしょうか。非常にこれは難しく、認定するのがどうだとか言っているわけじゃないんだけど、そのへんは逆にどうなのか、子どもから見れば言葉のほう結構暴力的な状況なんじゃないかと私なんかは思うんだけど、いかがなんでしょうか。そういうのが調査した段階で出てきたときに。

【指導課担当課長】

先ほども御説明させていただいたところなんですけれども、この12件はそのまま放置しているわけではございませんで、まず学校と区の教育担当が調査に入りまして、すべて、今おっしゃったような、子どもにとっては非常にナーバスなところですので、そこを当該教員に対しては改善が図れるように、継続的な管理職の指導も含めて、区の教育担当が直接指導させていただいているものばかりでございます。これについて、1回、2回のことで消えていくということでもないですし、今年の冬、1月から2月にかけて全教職員に対して行った研修についても、先生方がお互いに啓発しあえるような研修をしてくださいと、事例を含めて、お互いにお互いの行動を見守りながら子どもたちをみんなで支えていくような体制作りをできるように、研修を進めていただきたいということを申し上げてまいりました。

【吉崎委員】

教育委員会でもかなり指導・助言はしているわけですね、その12件についても。はい、わかりました。

【高橋委員】

今後の徹底というところをお願いというか、いつも言っているところもあるんですけども、教育プランがまた新しく出て、その「生きる力」というところを非常に謳っている中で、体罰は体罰としてしっかり受け止めなければいけないだけけれども、未来のために意識改革を図りますということを今後の取組に書いていただいているんですが、非常に児童理解というところと、先ほど先生もおっしゃっていましたが、その分かりにくい部分というところですね、自分で言える子と言えない子がいたりとか、先生たちがお互いに学ばなければいけないという児童理解のところの難しさというのが、今後この体罰と密接に関わってくると思うので、そこらへんは非常に、すでにもうやっていたらと思うんですけども、ぜひそのあたりも踏まえて再度やっていただきたいなというふうに思います。例えば、26年度、なかなかこの2番（1）内訳の中でも、例えば支援学校のお子さんがこういったホットラインを使えるかといったら、なかなか自分自身が自ら声を上げることは難しかったりするであろうし、通常の学校でもそういった方がいらっしゃるかと思うので、児童理解っていうふうになると十分な時間が必要なんだと思うんですね。私も保護者の立場で任命されているだけけれども、例えば学校でPTA活動なんかに行っても、とてもそれぞれがなかなか忙しくて、それぞれ時間を作ってやっている中でも、先生たちと保護者が一緒に話す時間って非常に今、もしかしたら昔よりは少なくなってしまうって、そういうのも子どもを核にしたときに、児童理解に必ず必要ですので、何かそこでの工夫というのも密接に関わるし、先生たちの忙しさというのも余裕がないと児童理解のほうにつながらないので、そのあたりも今後の取組の中ではやっていただいているとは思いますが、再度汲んでいただいて取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

【吉崎委員】

よろしいですか。今回体罰が3件ということなんですが、生徒にその後ケガがあったのかどうかということと、ここでは叩いたということぐらいしかわかりませんが、どういうケガの状況だったのかということ、この体罰を行ったといわれている教師たちに対する処分、教育委員会としてですね、この件についてお願いします。

【指導課長】

まず、3件の体罰を受けた生徒の状況ですけれども、治療を要するような大きなケガはなかったということでございます。この3件とも、学校と区教育担当のほうで、生徒の心が傷ついていますので、生徒の心のケアにまず努めてきております。あと、生徒御本人と保護者との信頼関係についても、学校が中心となって区教育担当が入って、保護者とお子さんのほうといろいろ相談に乗ったりお話をさせていただいているところです。体罰の教員の処分関係ですけれども、1件につきましては処分がすでにされておりまして、残りの1件につきましては、今現在生徒や保護者への謝罪をさせていただくという時間が必要になっている状況がございまして、処分に関してはまだしていないところで、もう1件は関係機関の調査が入っておりまして、それを優先する必要があるところから、今現在ちょっと処分はされていない状況でございまして、処分関係につきましては、教育委員会事務局の教職員課のほうで担当しておりますので、所管課のほうで検討中であります。

【吉崎委員】

2番目の事例は、親との間でとか本人との間ですんなり行かない事情があるんですか。

【指導課長】

そもそも発生したのが今年に入ってからということで、その間生徒本人と保護者への謝罪をまずさせていただくということで、ちょっと時間がかかっているということでございます。

【峪委員長】

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

【教育長】

いくつか御意見をいただきまして、これからもやはり体罰根絶には全力を挙げて取り組んでまいりたいと思っておりますし、また、体罰以外に不適切な言動等の事案もございましたけれども、どちらもやはり子どもの人権を侵害する行為として重く受け止めなければいけないというふうに思っております。ですので、今後も教職員の人権感覚を高めながら、不適切な指導等が、あるいは体罰等が行われないように、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

【峪委員長】

よろしく願います。唯一、子どもの権利条例を有する川崎市でございますので、相手の立場を尊重するという。小学校が0で中学校が3となっていますが、小学校もほとんど子どもたちを「さん」づけで呼んでいると思うんですけれども、中学校のほうは「さん」付けで呼ばれているんでしょうかね。

【指導課担当課長】

基本的には敬称をつけて。

【峪委員長】

そうですね。視察等、中学校を回っていても「さん」と呼んでいますよね。「さん」をつければいいというものでもないですが、子どもを尊重される存在として、という意識を持って「さん」をつけるということだと思います。よろしく願いいたします。それではこの件につきまして、承認でよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

それでは承認いたします。

7 議事事項Ⅰ

議案第11号 平成28年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱（案）について

【峪委員長】

教育改革推進担当担当課長 お願いいたします。

【教育改革推進担当担当課長】

それでは、議案第11号につきまして御説明申し上げます。この議案でございますが、川崎高等学校附属中学校の、平成28年度入学者の募集及び決定に関する実施計画の基となる要綱につきまして、御審議いただくものでございます。内容といたしましては、昨年の要綱と同様の募集及び決定に関する内容となります。

それでは要点を御説明させていただきますので、「平成28年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱（案）」をごらんください。

まず、「1 募集定員」です。募集定員につきましては、120名3学級分です。

次に、「2 志願資格」です。志願資格を有する者は、本人及びその保護者がともに川崎市内に住所を有している者としています。現在市外に居住していても、4月1日までに川崎市内に転居を予定している場合は、志願資格承認を得ることで志願が可能となります。他にも、志願者の状況としては様々な状況が想定されますが、原則として学齢で整理いたします。

次に、「3 志願手続」についてです。(1)の志願の範囲につきましては、公平性の観点から、他の公立中高一貫教育校との併願は認めておりません。受付期間は、年が明けまして平成28年1月6日から8日までといたします。

1枚めぐりまして、2ページをごらんください。「4 検査方法」についてです。検査は、作文を含む適性検査及び面接といたします。障害等のある志願者につきましては、あらかじめ必要な手続きを行っていただき、適切な配慮を講じることといたします。

「5 検査期日」につきましては、平成28年2月3日といたします。

「6 合否決定及び合格発表期日」についてですが、検査の結果と調査書による総合的な選考により、上位120名を決定し、2月10日に発表いたします。

なお、志願手続の範囲、検査期日、合格発表日につきましては、神奈川県、横浜市の中高一貫教育校も、同じ手続範囲と日程で進めるということです。

「7 入学の許可」についてです。合格者には、学校長が合格通知書を交付いたします。

「8 入学手続」につきましては、指定した期日までに必要な手続きを行うこととします。入学者に欠員が生じた場合には、当初の合格者の次の順位のものから順に、学校長が当該者の入学の意思を確認した上で、繰上げ合格者を決定いたします。

以上要点を御説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

【峪委員長】

ありがとうございました。それでは何かありますでしょうか。

【高橋委員】

教えてほしいんですけども、「4 検査方法」に関して、(2) 障害等の志願者がいる場合の適切な配慮という御説明がありましたが、例えばどのようなことが今まで一般的にあったかとか、想定されるか、わかれば教えてほしいんですが。

【教育改革推進担当担当課長】

ここ2年ほど行いまして、まずは感音性難聴ということで補聴器を使用したい、またFMマイクを使用しての面接を行いたいということが1点、それからもう1点も今年、去年とありましたが、特異的読字障害ということでパソコンを利用しての受検ということがございました。

【高橋委員】

わかりました。それを受けてなんですけれども、平成28年の4月から国際機関であるILOがらみの合理的配慮というところの強化ということで、公的機関は義務という形になっていくと認識しているんですけども、そういったその流れを、しっかりと公的機関は民間に先がけて、民間は努力義務でも公的機関は義務というところでの合理的配慮というあり方をどういうふうにしていくのかというのは、同時期の入学の要綱になっていきますから、もしかしたらさらにそういった配慮をという声が上がってくる可能性もあるのかなというふうにも思っていますので、少し準備もしていただいておりますかなというふうに思います。

【吉崎委員】

よろしいですか。「3 志願手続」の「(1)志願の範囲」なんですけど、これは公立の中高一貫校とかいわゆる中等学校に併願してはいけないということを言っていると思うのですが、私立はいいんですね。この違いは为什么呢。

【教育改革推進担当担当課長】

はい。結局公立につきましては、私学については公立高校のほうでも私学は自由に受けられますが公立は1校のみと判断をしています。特に今年につきましては、九州のほうからも受検してもかまわないという話が出てきまして、県との話を確認したところ両方とも公立を受けるのはまずいだろうということで1校のみという判断をさせていただきました。

【吉崎委員】

九州のほうの公立、中高一貫と両方受けて受かったほうに引っ越してくると、親も一緒に。

【教育改革推進担当担当課長】

そういうのをしたいんですがどうですか、という問い合わせがございました。

【吉崎委員】

そういうのはいけないと。

【教育改革推進担当担当課長】

はい。

【吉崎委員】

私立は公立でも両方受けているからということですね。わかりました。

【峪委員長】

それは他の学校も同じだね。よろしいですか。

【濱谷委員】

もうひとついいですか。今現在、一番遠い子はどのくらいかかって学校に来ているんでしょうかね。川崎市って結構遠いところもあるので。

【教育改革推進担当担当課長】

一番遠いところは、南武線の中野島で1時間ちょっとというところだと思います。

【濱谷委員】

中野島ね。そこから乗換えというともっとかかっちゃいますよね。全市、一番南のほうにこの学校があるので、もうちょっと真ん中のほうにもこういう学校ができていくといいのかなとかちょっと思ったりしますが。わかりました。ありがとうございます。

【峪委員長】

それでは原案のとおり可決でよろしいですか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは、原案のとおり可決いたします。

【峪委員長】

傍聴人の方に申し上げます。

会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは、非公開の案件となりますので、川崎市教育委員会傍聴人規則第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退席くださるようお願いいたします。

<以下、非公開>

8 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 2 中学生死亡事件に係る教育委員会事務局検証委員会報告書（案）について

学校教育部長が説明した。
報告事項 No. 2 は承認された。

9 議事事項Ⅱ

議案第 1 2 号 川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例（案）について

【峪委員長】

庶務課担当課長、教育環境整備推進室担当課長 お願いいたします。

【庶務課担当課長】

それでは、議案第 1 2 号「川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例」の制定につきまして御説明いたしますので、2 ページをごらんください。

制定要旨でございますが、「東橋中学校を移転するため、この条例を制定するもの」でございます。

改正内容について説明いたしますので、3 ページをごらんください。「川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例」の新旧対照表でございます。右側が改正前、左側が改正後の条文でございます。この度、子母口小学校との合築校舎整備に伴い、東橋中学校の校舎位置が移転するため、この条例の別表第 2 の東橋中学校につきまして、「川崎市高津区子母口 3 2 1 番地」を「川崎市高津区子母口 7 3 0 番地」に位置を改めるものでございます。

それでは 1 ページにお戻りください。附則でございますが、施行期日は規則で定める日と定めるものでございます。施行日については、大規模な施設について完成前に条例議案を出す場合、条例では「規則で定める日から施行する」として、工事完成後に施行日を定める規則を別途制定することが通例となっております。

こちらの条例案につきましては、6 月から開催される平成 2 7 年第 3 回市議会定例会に議案として提出される予定でございます。

以上、御説明申し上げました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【峪委員長】

それでは原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは、原案のとおり可決いたします。

10 閉会宣言

【峪委員長】

本日の会議はこれもちまして終了いたします。

(16時00分 閉会)